発議案第２号

日本の軍事大国化を許さない意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第１項の規定により、提出します。

令和５年５月29日

船橋市議会議長　渡　辺　賢　次　様

提出者　松　崎　さ　ち

賛成者　かなみつ　理恵　　神　子　そよ子

金　沢　和　子　　岩　井　友　子

日本の軍事大国化を許さない意見書

昨年（令和 4 年（2022 年））12 月 16 日、政府は安全保障 3 文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定した。相手国領内への「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有を初めて盛り込むなど、「戦後の防衛政策の大きな転換点となるもの」である。3 文書の 1 つである「防衛力整備計画」には、敵基地攻撃能力保有などのため、今後 5 年間の軍事費総額を 43 兆円に増額すると明記された。

1 月 23 日に召集された通常国会で、政府はその予算を捻出する「防衛財源確保法案（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案）」を提案した。「防衛力強化資金」を創設し、地域医療を担っている国立病院機構と地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金や、東日本大震災の復興財源である復興特別所得税の半分などを防衛費に流用するもので、社会保障の削減や、将来の大増税につながりかねない。

さらに、政府は、軍需産業の基盤強化や武器輸出の「官民一体で推進」を具体化するため、「防衛産業強化法案（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案）」を提案した。同法案は、国が採算の取れない軍需企業の製造施設を買い取り、軍需企業が設備投資や維持管理を負担せずに経営できるようにするもので、事実上の「工廠」の復活に道を開くものである。また、下請け企業も含めて守秘義務を課し、漏えいだけでなく企てや教唆、幇助も刑事罰の対象にし、メディアの活動を萎縮させ、国民の知る権利を侵害する。

加えて、政府は、「同志国」軍に武器供与などを行う枠組み「政府安全保障能力強化支援（OSA ）」の実施方針を決定した。武器輸出の拡大に向けて、与党は「防衛装備移転三原則」の運用指針を見直し、殺傷性のある武器輸出解禁を目指している。

政府はこれまで、「誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がない……このような事態は今日において現実に起こり難い」とした上で、そのような仮定の事態を想定して「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは憲法の趣旨とするところではない」、すなわち敵基地攻撃能力の保有は憲法違反だと明確にしてきた。1 月 31 日、岸田文雄首相は国会で、この憲法解釈を変更していないと答弁したが、明らかに変更している。

現在、日本政府においては、安保法制によって集団的自衛権の行使が認められている。政府が「存立危機事態」と認定すれば、自衛隊は米軍と一体で戦闘できる。敵基地攻撃能力を使って相手国の領内に攻め込めば、相手国からすると日本による事実上の先制攻

撃になる。当然に相手の報復を招き、国民と国土に大規模な被害をもたらしかねない。

安全保障3文書の具体化は、日本を守るどころか日本を戦場にする危険性がある。そもそもこうした憲法解釈の大変更は、日本の法治国家、立憲国家としての在り方を根底から覆し、破壊する行為と言わざるを得ない。

よって、政府においては、安全保障3文書の具体化を中止した上で同文書の閣議決定を撤回し、日本の軍事大国化を直ちに中断するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

船　橋　市　議　会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣

理　由

「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有は、日本国憲法前文で掲げる恒久平和主義と相入れないことは明らかである。立憲主義、法の支配及び民主主義を遵守する立場から、日本の軍事大国化に強く反対する。これが、この意見書案を提出する理由である。